

令和8年度 市民税・県民税 申告の手引き

日頃から税務行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年も市民税・県民税の申告時期がまいりましたので、この手引きを参考にして3月16日までに申告してください。

会 場	申告期間(土日等の休日を除く)	受 付 時 間
くにびきメッセ	2月16日(月)～3月16日(月) (ただし、3月1日(日)は受け付けます。)	午前9時～11時 午後1時～4時
支所・公民館等	2月 4日(水)～3月13日(金)	午前9時30分～11時 午後1時～3時

* 各会場は、申告書裏面の【申告相談日程表】をご覧ください。

* 申告期間中は市役所本庁(末次町)での申告相談は行っておりませんのでご注意ください。

郵送先 〒690-8540 松江市末次町86番地「松江市役所 市民税課」

郵送される場合は、マイナンバーカード(または、通知カード及び本人確認書類〔運転免許証、障害者手帳、在留カード等のうち1点〕)のコピー、源泉徴収票、生命保険料や地震保険料の支払証明書等を同封してください。提出書類は返送いたしませんので必要のある方はコピーを同封してください。証明書等の提出がないときは経費及び控除に認められない場合があります。

◎申告会場へは、下記のものをご持参ください。

- マイナンバーカード(または、通知カード及び本人確認書類〔運転免許証、障害者手帳、在留カード等のうち1点〕)
- 申告書
- 源泉徴収票
- 収支内訳書(申告年分及び過去の控え)
- 帳簿等(自営業者)
- その他所得資料
- 配偶者所得のわかるもの
- 国民年金保険料の領収書または証明書
- 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書または証明書
- 寄附金受領証明書等
- 障害者手帳等(各種手帳または証明書)
- 生命保険料控除証明書
- 地震保険料控除証明書
- 雑損控除の対象となる支出や補てんの内容がわかるもの(領収書や証明書)
- 申告用の医療費通知、支払った医療費の領収書を①医療を受けた人、②病院・薬局ごとに集計し記載したもの(医療費控除の明細書)、領収書

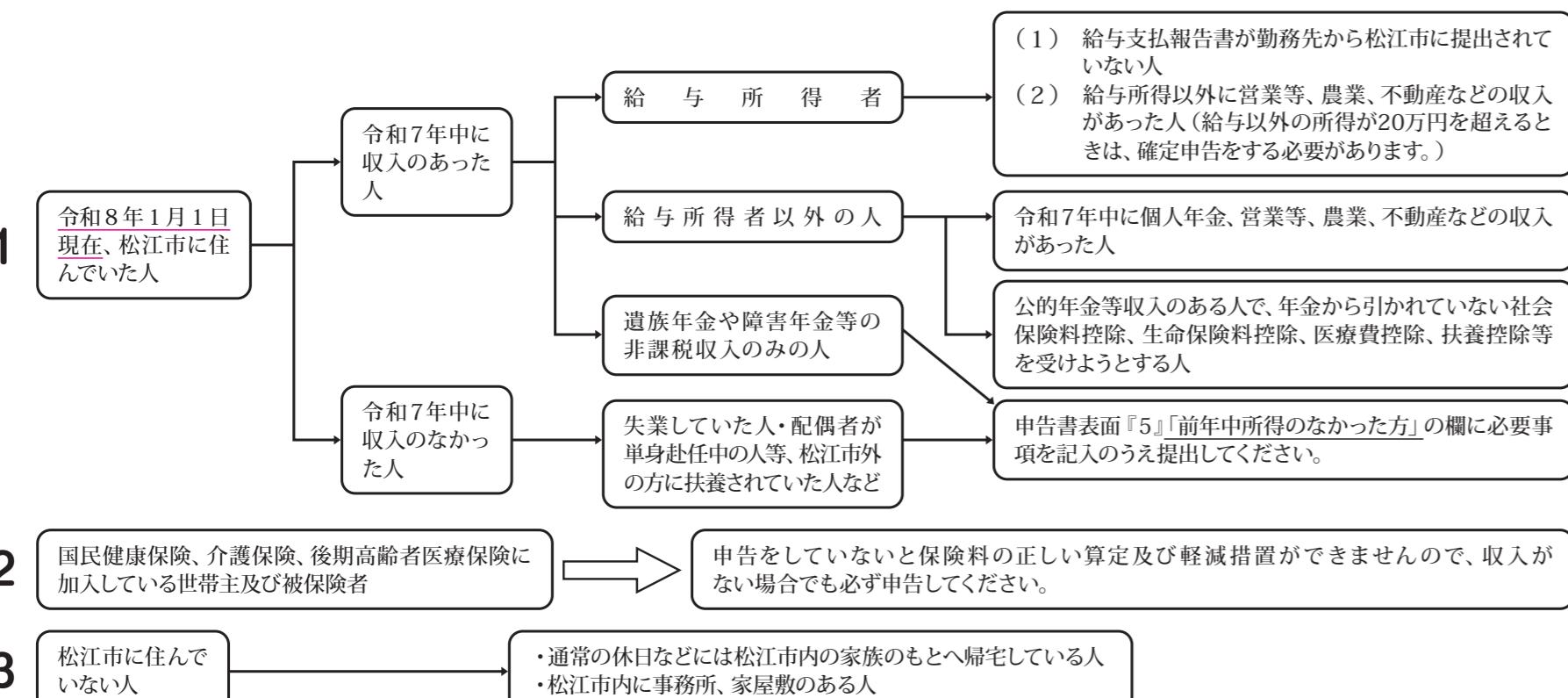
※確定申告をされる方は上記のほか、本人名義の預金口座(金融機関名、支店名、種別、口座番号)の分かるものが必要です。
「eLTAX」により自宅のスマートフォン・パソコンなどから簡単に市民税・県民税の申告ができるようになりました。
方法等につきましては松江市のホームページをご覧ください。

松江市HP: ホーム>暮らし・手続き>税金>市民税>申告と納税

問い合わせ先 ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。
松江市役所 市民税課(0852) 55-5151

◎市・県民税の申告が必要な人

※この市民税・県民税の申告により、国民健康保険料のほか後期高齢者医療保険料、介護保険料等に影響がある場合があります。



◎市・県民税の申告が必要のない人(ただし、控除などを追加される方は申告が必要です。)

- 所得税の確定申告を済ませた人
- 給与所得だけの人で勤務先からすでに給与支払報告書が提出されている人 → 勤務先の給与の担当者に確認してください(特にアルバイト、パート収入がある人)
- 公的年金等に係る所得だけの人

〈表①〉給与所得金額算出表

給与収入(円)	給与所得金額(ア)	給与収入(円)	給与所得金額(ア)
~650,999	0	3,600,000~6,599,999	A×4×80% - 440,000
651,000~1,899,999	収入金額 - 650,000	6,600,000~8,499,999	収入金額 × 90% - 1,100,000
1,900,000~3,599,999	A×4×70% - 80,000	8,500,000~	収入金額 - 1,950,000

【注意】

下記a、bのいずれかに該当する場合、上表で算出した給与所得金額(ア)から下記の控除額を控除します。(所得金額調整控除)
a 給与等の収入金額が850万円を超える、次のいずれかに該当する場合⇒申告書裏面「14」に記入してください。

- 本人が特別障害者に該当する。
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する。
- 特別障害者である、同一生計配偶者または扶養親族を有する。

$$\text{控除額} = (\text{給与等の収入額}(1,000\text{万円}) - 850\text{万円}) \times 10\%$$

- b 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、合計額が10万円を超える場合

$$\text{控除額} = \text{給与所得金額}(10\text{万円} \text{を超える場合は} 10\text{万円}) + \text{公的年金等に係る雑所得の金額}(10\text{万円} \text{を超える場合は} 10\text{万円}) - 10\text{万円}$$

※Aは収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。

〈表②〉公的年金等に係る雑所得の速算所得表

65歳未満(S36.1.2以降生まれ)の方	65歳以上(S36.1.1以前生まれ)の方
公的年金等の収入金額Ⓐの合計額(円)	公的年金等の雑所得金額(円)
~1,299,999	Ⓐ - 600,000(赤字は0円)
1,300,000~4,099,999	Ⓐ × 75% - 275,000
4,100,000~7,699,999	Ⓐ × 85% - 685,000
7,700,000~9,999,999	Ⓐ × 95% - 1,455,000
10,000,000~	Ⓐ - 1,955,000

※1円未満の端数は切り捨てます。

※公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える方は一律10万円、2,000万円を超える方は一律20万円、控除額(Ⓐから差し引く額)を減額します。

※障害年金や遺族年金は非課税所得になるため、上記の計算には含まれません。

〈表③〉生命保険料控除額

I表(新制度用)	II表(旧制度用)
平成24年1月1日以降に契約・更新した保険	平成23年12月31日以前に契約・更新した保険
支払保険料(円)	支払保険料(円)
~12,000	支払保険料等の金額
12,001~32,000	支払保険料等 × 1/2 + 6,000
32,001~56,000	支払保険料等 × 1/4 + 14,000
56,001~	一律 28,000
	一律 35,000

※1円未満の端数は切り上げます。

I表、II表でそれぞれの控除額を計算した結果、下記の保険料区分ごとにA、B、Cのいずれか大きい控除額を選択し合計します。

保険料区分	A 新制度	B 旧制度	C 新旧双方適用する場合
一般の生命保険料控除額Ⓐ	I表の控除額(上限2.8万円)	II表の控除額(上限3.5万円)	I表とII表の控除額合計(上限2.8万円)
介護医療保険料控除額Ⓑ	I表の控除額(上限2.8万円)		
個人年金保険料控除額Ⓒ	I表の控除額(上限2.8万円)	II表の控除額(上限3.5万円)	I表とII表の控除額合計(上限2.8万円)
控除額合計(Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ)	上限7万円(Ⓐ+Ⓑ+Ⓒが7万円を超える場合は、7万円となります。)		

〈表④〉地震保険料控除額

種類	支払保険料(円)	控除額(円)
地震	~50,000	支払額 ÷ 2
	50,001~	一律 25,000
旧長期損害	~5,000	支払保険料の全額
	5,001~15,000	支払額 ÷ 2 + 2,500
	15,001~	一律 10,000
控除額合計	上限25,000円(地震と旧長期損害保険料の合計)	

※1円未満の端数は切り上げます。

※「旧長期損害保険料」とは、平成18年12月31日以前に契約した損害保険で保険期間や共済期間が10年以上で満期返戻金があるものをいいます。

※一つの契約が、地震保険と旧長期損害保険の両方に該当する場合、どちらか一方の控除しか選択できません。また、複数の契約がある場合、控除額が有利な組合せを選択できます。

〈表⑤〉配偶者控除及び配偶者特別控除額早見表

配偶者控除	配偶者の合計所得金額(円)	納稅義務者本人の合計所得金額(円)		
		900万円以下	900万円超~950万円以下	950万円超~1,000万円以下
配偶者控除	580,000円以下	330,000	220,000	110,000
	※老人控除対象配偶者	380,000	260,000	130,000
配偶者合計	580,001~1,000,000	330,000	220,000	110,000
	1,000,001~1,050,000	310,000	210,000	110,000
	1,050,001~1,100,000	260,000	180,000	90,000
	1,100,001~1,150,000	210,000	140,000	70,000
	1,150,001~1,200,000	160,000	110,000	60,000
	1,200,001~1,250,000	110,000	80,000	40,000
</td				

3. 4. 所得から差し引かれる金額

申告書の書き方

社会保険料控除	令和7年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険（失業保険）などのうち、あなたが支払った保険料の全額です。 ※生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から引き落としされている国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。	
小規模企業共済等掛金控除	令和7年中にあなたが支払った小規模企業共済制度に基づく掛金（旧第二種共済契約を除く）、確定拠出年金法に規定する企業型年金及び個人型年金の掛金並びに心身障害者扶養共済制度の掛金の全額です。	
生命保険料控除	受取人があなたやあなたの配偶者、その他の親族である生命保険契約、介護医療保険契約、個人年金保険契約等に基づき令和7年中に支払った保険料が控除の対象です。 控除額は裏面〈表③〉で算出した金額になります。	
地震保険料控除	あなたが令和7年中に支払った地震保険、旧長期損害保険など、一定の損害保険契約の保険料が控除の対象となります。 控除額は裏面〈表④〉で算出した金額になります。	
ひとり親控除	あなたが次の①、②の両方に該当する場合、対象となります。 ① あなたが単身者（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合は対象外）で、あなたの合計所得金額が500万円以下 ② 総所得金額等の合計額が58万円以下の生計を一にする子（他の人の扶養親族または同一生計配偶者を除く）を有する。	30万円
寡婦控除	ひとり親控除に該当しない場合でも、上記のひとり親控除の①に該当し、かつ、次のア、イのいずれかに該当する場合、対象となります。 ア、夫と離別し、子以外の扶養親族を有する。 イ、夫と死別または夫の生死が不明である。	26万円
勤労学生控除	あなたが学生または生徒で、自己の勤労による所得が10万円以下で合計所得金額が85万円以下である場合、対象となります。	26万円
障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者（合計所得金額58万円以下の配偶者）または扶養親族が障がい者である場合、あるいは寝たきりの状態にある場合、65歳以上で障がいの程度が障がい者に準ずるものとして福祉事務所長の認定を受けている場合、対象となります。（障害者手帳、戦傷病者手帳、福祉事務所長が交付する認定書等の提示が必要です。） ※特別障害者……身体障害者手帳（1級及び2級）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）が交付されている場合です。 ※右の（　）内は同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で同居している場合です。	普通障害者 26万円 特別障害者 30万円 (53万円)
配偶者控除	あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合、対象となります。	裏面参照 〈表⑤〉
配偶者特別控除	あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合、対象となります。 ※配偶者控除と配偶者特別控除を同時に受けすることはできません。	裏面参照 〈表⑤〉
扶養控除	あなたと生計を一にする扶養親族で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合、対象となります。 ア. 一般扶養（S31.1.2以降生まれ～H15.1.1以前生まれ・H19.1.2以降生まれ～H22.1.1以前生まれ） イ. 特定扶養（H15.1.2以降生まれ～H19.1.1以前生まれ） ウ. 老人扶養（S31.1.1以前生まれ） エ. 同居老親扶養（老人扶養のうち本人又は本人の配偶者の直系尊属で同居しているとき） ※別居の扶養親族等がいる場合には、申告書裏面「16」に氏名及び住所を記入してください。 ※扶養親族に配偶者は含まれません。 ※国外居住の扶養親族等がいる場合には、別途書類の添付または提示が必要です。詳しくは市民税課にお問い合わせください。	ア. 33万円 イ. 45万円 ウ. 38万円 エ. 45万円
特定親族特別控除	生計を一にする19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合、対象となります。	裏面参照 〈表⑥〉
16歳未満の扶養親族	16歳未満（平成22年1月2日以降生まれ）の扶養親族に対する扶養控除はありませんが、障害者控除の適用、市県民税の非課税限度額の算定に影響します。【人数と所得により非課税となる場合があります】	
基礎控除	合計所得金額2,500万円以下の全ての方に適用される控除です。 ※下記の合計所得金額の区分に応じて適用となります。 ア. 2,400万円以下 イ. 2,400万円超2,450万円以下 ウ. 2,450万円超2,500万円以下 エ. 2,500万円超	ア. 43万円 イ. 29万円 ウ. 15万円 エ. 0万円
雑損控除	令和7年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族などが所有している家屋、家財、現金、天災、火災、盗難、横領などによって損害を受けた場合、対象となります。損害金額は損害の生じた日の時価で（災害等により生じた損失額等）-（保険金等で補填された金額）= 損失額 控除額 (A) 損失額 - (総所得金額等の合計額 × $\frac{1}{10}$) いずれか多い方の金額 (B) 損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円	
医療費控除	令和7年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために病院診療所などへ支払った治療費または医薬品の購入代、助産師などへの負担費用がある場合です。健康診査、予防接種、がん検診等の取り組みがあり、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、特例を適用することができます。 なお、スムーズな申告が出来るよう事前に、人ごと、支払先ごとに支払金額を集計しておいてください。 【通常の医療費控除】 控除額 = (支払った医療費の総額 - 保険金等で補填される金額) - (総所得金額等の合計額 × 5%、または10万円のいずれか少ない金額) (限度額 200万円) 【セルフメディケーション税制による医療費控除の特例】 控除額 = 特定一般用医薬品等購入費 - 12,000円 (限度額 88,000円) ※領収書・レシート（原本）のほかに、健康診査、予防接種、がん検診等の一定の取り組みについて内容のわかる領収書または結果通知書（原本）をご持参ください。	いずれか一方を選択

分 市民税・県民税申告書				*市民税課使用機(この欄は記入しないでください) <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人()		受付者()	
松江市長 宛 令和 年 月 日提出				本人確認 免・バ・個・高・在・住・年・他()		<input type="checkbox"/> 番号確認	
1月1日の住所				電話番号		自宅・勤務先・携帯	
現 住 所				職 業		-	
フ リ ガ ナ				世 帯 主 の 氏 名			
氏 名				世 帯 主 と の 続 棄			
個 人 番 号				整理番号			
生 年 月 日		明・大・昭・平・令 年 月 日生					
3 所得から差し引かれる金額に関する事項							
⑫		国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料	国民年金保険料		
社会保険料控除		円	円	円	円		
		源泉徴収票記載額		合 計			
⑭		新生命保険料の支払合計額	新個人年金保険料の支払合計額	介護医療保険料の支払合計額			
生命保険料控除		円	円	円	円		
		旧生命保険料の支払合計額	旧個人年金保険料の支払合計額				
⑮		地震保険料控除	地震保険料の支払合計額	旧長期損害保険料の支払合計額			
			円	円			
⑯~⑰⑯~⑰ひとり親控除 ひとり親控除 寡婦控除 勤労学生控除		⑯□ひとり親控除 (□死別 □生死不明) (□離別 □未婚)	⑰□寡婦控除	⑱□勤労学生控除 (学校名)			
⑲		氏名	□同居 □別居	障害の程度 他()	身体・精神・療育 他()	級度	
障害者控除		氏名	□同居 □別居	障害の程度 他()	身体・精神・療育 他()	級度	
⑳㉑		配偶者 の氏名	生年月日 明・大 昭・平	配偶者の合計所得金額			
配偶者特別控除 同一生計配偶者		マイナンバー		□同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)			
㉒㉓		氏名	生年月日 明・大 昭・平	統柄	特親	贈与額	控除額
扶養控除 特定親族特別控除		マイナンバー			□同居 □別居→16	万円	
		マイナンバー	明・大 昭・平		□同居 □別居→16	万円	
		マイナンバー	明・大 昭・平		□同居 □別居→16	万円	
		マイナンバー	明・大 昭・平		□同居 □別居→16	万円	
		マイナンバー	平・令				
16		扶養未満の扶養親族 扶養対象外	マイナンバー		□同居 □別居→16		
		マイナンバー	平・令		□同居 □別居→16		
		マイナンバー	平・令		□同居 □別居→16		
		マイナンバー	平・令		□同居 □別居→16		
※別居の扶養親族がいる場合には裏面「16」に氏名及び住所を記入してください。 ※当該親族等が特定親族である場合には「特親」欄に○を記入してください。							
㉔㉕		損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類		扶養控除額 合計額	
雜損控除		損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失のうち災害賠償支出の金額		円	
		円	円			円	
㉗		医療費等の支払合計額	保険金などで補填される金額				
医療費控除		円	円			円	
5 前年中所得のなかつた方(非課税年金等)							
扶養 被 さ れ て い た の 氏 名		扶養者 の住所	遺族年金・傷病手当 障害年金・雇用保険	年間受給額		円	
生活保護受給		年 月 日から受給	その他				
⑯から㉗までの計 合計							
㉘ 雜損控除							
㉙ 医療費控除							
合 計							

令和7年中に収入がなかった人は申告書表面の『5』の各該当欄に記入をして、夫が単身赴任中のなど家族の方に扶養されている人は、扶養している人の名前・住所等を記入してください。遺族年金等非課税収入のある人は令和7年中の合計額を記入してください。

• 16歳未満の扶養親族、あなた以外の納税義務者の扶養親族及び事業専従者は除きますので確認のうえ記入してください。また、配偶者に収入がある場合には、所得金額を算出して**配偶者の合計所得金額欄**に記入してください。あなたの合計所得金額が1,000万円を超え、かつ生計を一にする合計所得金額が58万円以下の配偶者がいる場合、同一生計配偶者欄にチェックしてください。

未成年者	あなたが平成20年1月3日以降の生まれのときに該当します。所得控除はありませんが、令和7年中の合計所得金額が135万円以下であるときは、住民税は課せられません。
納税方法の選択 (申告書裏面『15』欄)	給与所得者で給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外の所得）が有る場合に、給与所得にかかる税額とあわせて毎月の給与から市・県民税を差し引く方法（特別徴収）か、給与所得以外の所得にかかる税額のみ個人で納付する方法（普通徴収）の、いずれかに☑をしてください。
寄附金に関する事項	申告書裏面『13』欄に記入してください。

業等・農業・不動産所得のある人は別紙「収支内訳書」を添付してください。
入金額・所得金額について、収支内訳書より次の欄の金額を転記してください。

1. 収入金額等

収入金額	令和7年中に収入することが確定した金額です。未収入金、自家消費の商品、現物収入、雑収入、リベートなども含まれます。
必要経費	令和7年中に収入を得るために要した費用です。これは原価、雇人費、事業用固定資産などの地代家賃、借入金利子などで、生活費は含まれませんから注意してください。

2. 所得金額

営業等所得	卸売業、小売業、飲食業、製造業、修理業、サービス業、医師、弁護士、税理士、作家、画家、漁業、外交員、華道、舞踊、私塾などの所得です。
農業所得	農産物生産、果実栽培、酪農、農家が兼営する家畜の飼育などによる所得です。
不動産所得	地代、家賃、貸間代、駐車場、土地や建物の権利金、アパート業などの所得です。
利子所得	公社債及び預貯金の利子で源泉分離課税とならない利子所得です。
配当所得	株式の配当、出資金の配当、剰余金の分配などの所得です。
給与所得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの所得です。 (給与所得の算出は裏面の(表①)参照)
雑所得	公的年金等の所得です。 (公的年金等に係る雑所得の算出は裏面の(表②)参照)
	業務の所得です。 原稿料、講演料又はシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得です。
	生命保険の年金(個人年金)、互助年金、暗号資産取引などの上記以外の所得です。
総合課税の譲渡所得	土地、家屋など分離して課税される資産以外の自動車、機械類などの譲渡の所得です。総合課税の譲渡所得の特別控除額は50万円ですが、50万円に満たない場合はその金額を限度とします。また短期譲渡と長期譲渡所得の譲渡益の合計が50万円を超える場合には、先に短期譲渡所得の譲渡益から控除してください。
一時所得	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期返戻金などの所得です。一時所得の特別控除額は50万円ですが、50万円に満たない場合はその全額を限度とします。

※土地・建物等の譲渡、株式等の譲渡があった場合は、市民税課までお問い合わせください。

【参考】

【參引】

※合計所得金額
純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額（分離課税に係る長・短期譲所得については、特別控除前の金額）、株式等に係る譲渡所得等の金額、上株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金及び退職手当金額の合計額

及び退職所得金額の合計額

※総所得金額等の合計額
　総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、生物取引に係る譲得所得額の合計額、当社所得金額及び退職所得金額の合計額